

岩手県市町村総合事務組合条例第4号（令和元年8月21日公布）

市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p>

改正前	改正後
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。